

福岡県公報

令 和 3 年 4 月 30 日
第 196 号

目 次

告 示 (第473号 - 第502号)

○指定希少野生動植物種の指定	(自然環境課)	2
○福岡県看護師等修学資金貸付金(滞納者分)債権回収業務の外部委託に係る告示	(医療指導課)	2
○福岡県農業改良資金及び林業・木材産業資金貸付金(滞納者分)の債権回収業務委託に係る告示	(団体指導課)	3
○福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金(滞納者分)の債権回収業務委託に係る告示	(高校教育課)	3
○都市計画の変更	(都市計画課)	3
○都市計画の変更	(都市計画課)	3
○都市計画の変更	(都市計画課)	3
○都市計画の変更	(都市計画課)	3
○都市計画の変更	(都市計画課)	4
○都市計画の変更	(都市計画課)	4
○都市計画の変更	(都市計画課)	4
○都市計画の変更	(都市計画課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5

○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	6
○福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金(滞納者分)の債権回収業務委託に係る告示	(児童家庭課)	6
○福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金(滞納者分)の債権回収業務委託に係る告示	(児童家庭課)	6
○開発行為に関する工事の完了公告の訂正	(都市計画課)	6
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	6
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	9
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	11
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	13
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	15
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	17
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	17
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	17

公 告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○落札者等の公示	(県民情報広報課)	18
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	18
○一般競争入札の実施	(施設課)	20
○一般競争入札の実施	(施設課)	22
○落札者等の公示	(県民情報広報課)	24
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課)	25
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課)	25
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	25
○落札者等の公示	(税務課)	25
○落札者等の公示	(税務課)	26

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	26
-----------------------------------	-------------	----

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の開催（警察本部生活保安課）……………27

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活保安課）……………27

再 掲

○第12回福岡県議会臨時会の招集（財 政 課）……………28

告 示

福岡県告示第473号

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（令和2年福岡県条例第42号）第9条第1項の規定に基づき、指定希少野生動植物種の指定をするので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定希少野生動植物種の名称	指定をする理由
ミスミソウ（キンポウゲ科）	園芸採取や自然災害などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キビヒトリシズカ（センリョウ科）	遷移進行や園芸採取などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヤシャビシヤク（ユキノシタ科）	園芸採取や着生木衰退などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ミズスギナ（ミソハギ科）	管理放棄や改修工事などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サワトラノオ（サクラソウ科）	遷移進行などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サギソウ（ラン科）	遷移進行や園芸採取などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
トキソウ（ラン科）	遷移進行や園芸採取などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

オキナグサ（キンポウゲ科）	管理放棄や園芸採取などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ムラサキ（ムラサキ科）	管理放棄などにより生育地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ウスギワニグチソウ（ユリ科）	遷移進行などにより個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヨシゴイ（サギ科）	開発などにより繁殖地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
コアジサシ（カモメ科）	開発などにより繁殖地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
セボシタビラ（コイ科）	改修工事などにより生息地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ハカタスジシマドジョウ（ドジョウ科）	改修工事などにより生息地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
コバンムシ（コバンムシ科）	ため池改修などにより生息地が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
カワラハンミョウ（オサムシ科）	海岸開発や乱獲などにより生息地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ミヤザキムシオイ（ヤマタニシ科）	森林伐採などにより生息地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヤマボタル（ヤマボタル科）	生息地が極めて局所的で絶滅のおそれがあり、生物地理学の観点からも特に保護を図る必要がある。
オバエボシガイ（イシガイ科）	改修工事や乱獲などにより生息地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
カタハガイ（イシガイ科）	改修工事や乱獲などにより生息地及び個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

福岡県告示第474号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県看護

師等修学資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 4 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

福岡県告示第475号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、福岡県農業改良資金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 4 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

福岡県告示第476号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、福岡県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 4 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

福岡県告示第477号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

福岡県告示第478号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

福岡県告示第479号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

福岡県告示第480号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同

法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

福岡県告示第481号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画区域区分の変更

福岡県告示第482号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画区域区分の変更

福岡県告示第483号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画区域区分の変更

福岡県告示第484号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

大牟田都市計画区域区分の変更

福岡県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	田川線	前	直方市大字下境894番1先から 直方市大字下境912番1先まで	18.0 ～ 20.6	20.0
			後	直方市大字下境894番1先から 直方市大字下境912番1先まで	18.2 ～ 20.6	20.0

福岡県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年4月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	田川直方線	直方市大字下境894番1先から直方市大字下境912番1先まで

福岡県告示第487号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第453号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高炉台公園(b)	北九州市八幡東区中央三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第488号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第454号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高炉台公園(b)	北九州市八幡東区中央三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第489号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1929号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新津谷-2	京都郡苅田町新津（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
新津谷-1	京都郡苅田町新津（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第490号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1930号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において

準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
新津谷-2	京都郡苅田町新津（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
新津谷-1	京都郡苅田町新津（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第491号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新津谷川-1	京都郡苅田町新津（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
新津谷川-2	京都郡苅田町新津（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第492号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

福岡県告示第493号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託先 N T S 総合弁護士法人
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

福岡県告示第494号

開発行為に関する工事の完了（平成17年10月福岡県告示第2062号）において、開発区域に含まれる地域の名称に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
粕屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下714-4及び714-12から714-23まで

福岡県告示第495号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づ

き、農業振興地域の指定（平成27年3月福岡県告示第252号）により指定した糸島農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎





1 農業振興地域名

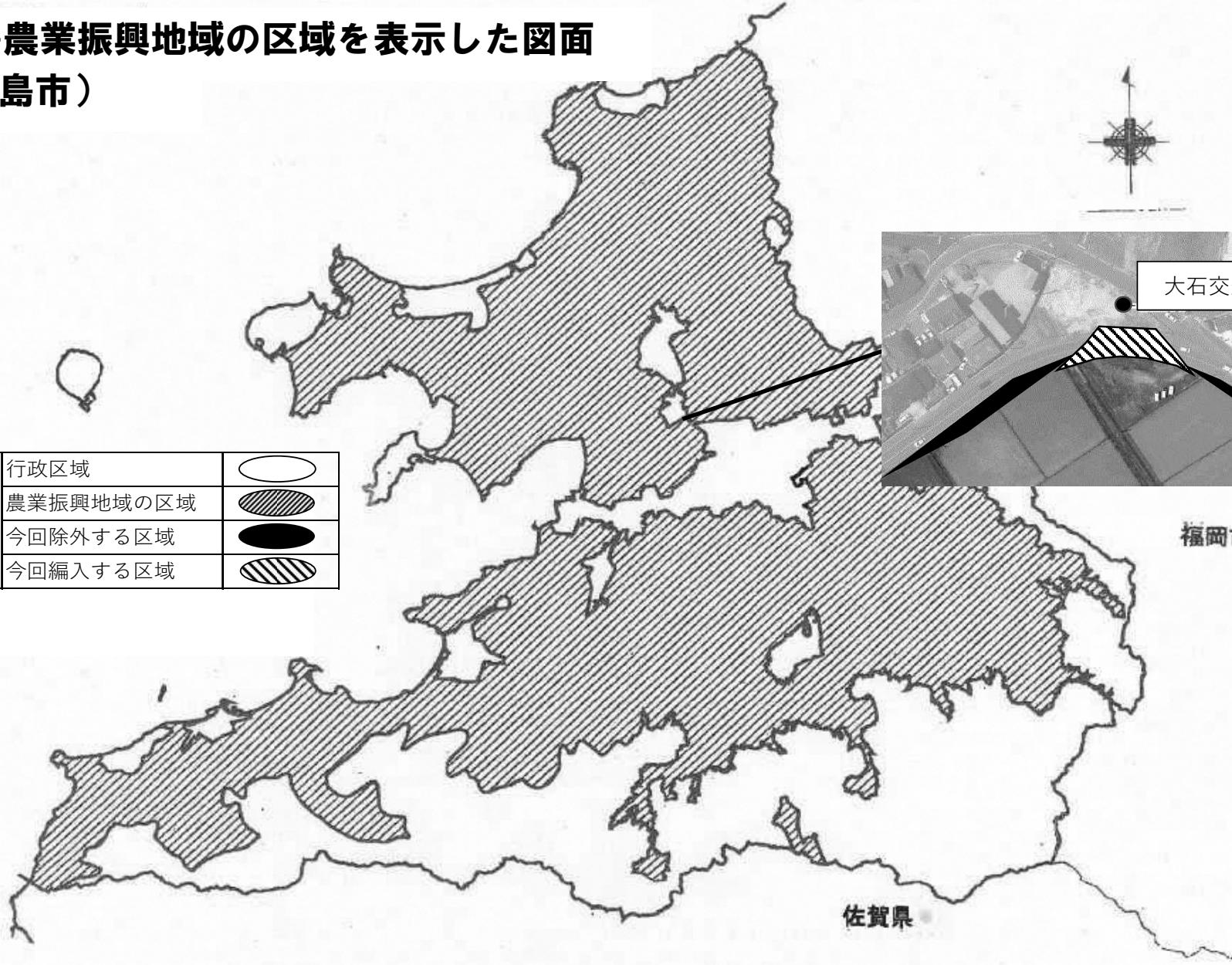
糸島地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

糸島農業振興地域の区域を表示した図面 (糸島市)

凡 例	行政区域	
	農業振興地域の区域	
	今回除外する区域	
	今回編入する区域	



大石交差点

福岡市

佐賀県

福岡県告示第496号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第981号）により指定した新宮農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

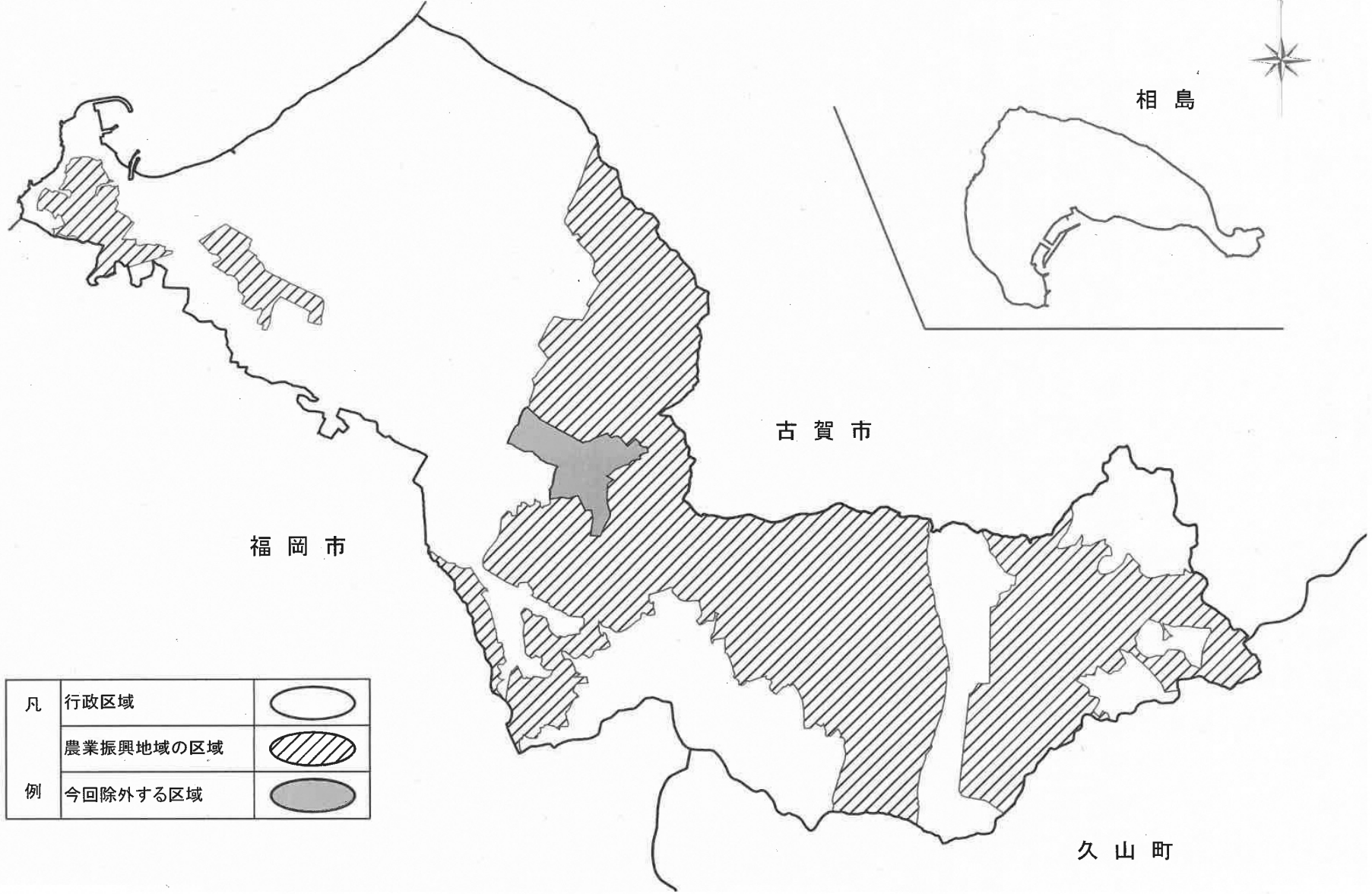
1 農業振興地域名

新宮地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

新宮農業振興地域の区域を表示した図面(新宮町)



福岡県告示第497号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した筑紫野農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

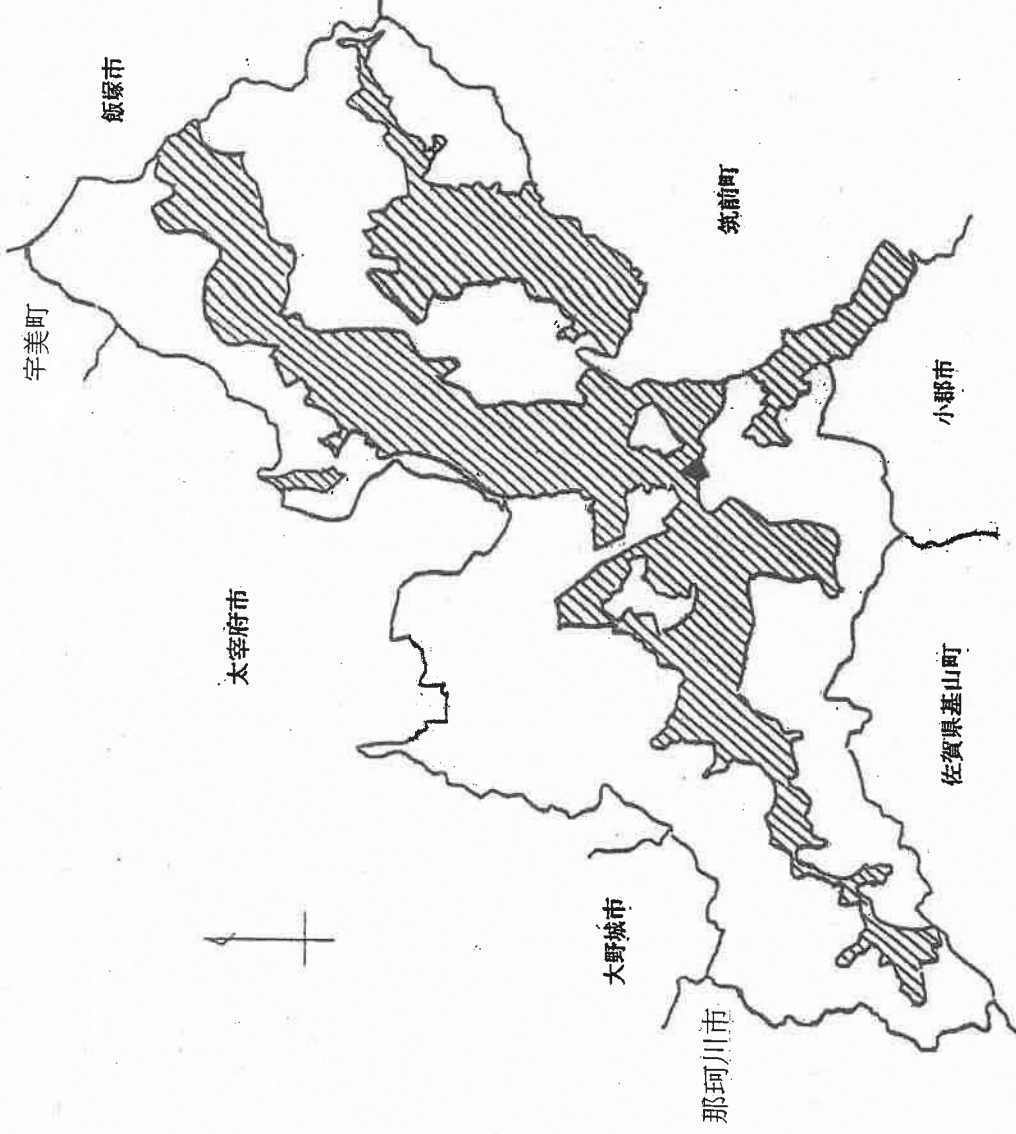
なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 農業振興地域名
筑紫野地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

筑紫野農業振興地域の区域を表示した図面 (筑紫野市)



凡	行政区域	○
	農業振興地域の区域	▨
例	今回除外する区域	●

福岡県告示第498号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第981号）により指定した那珂川農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

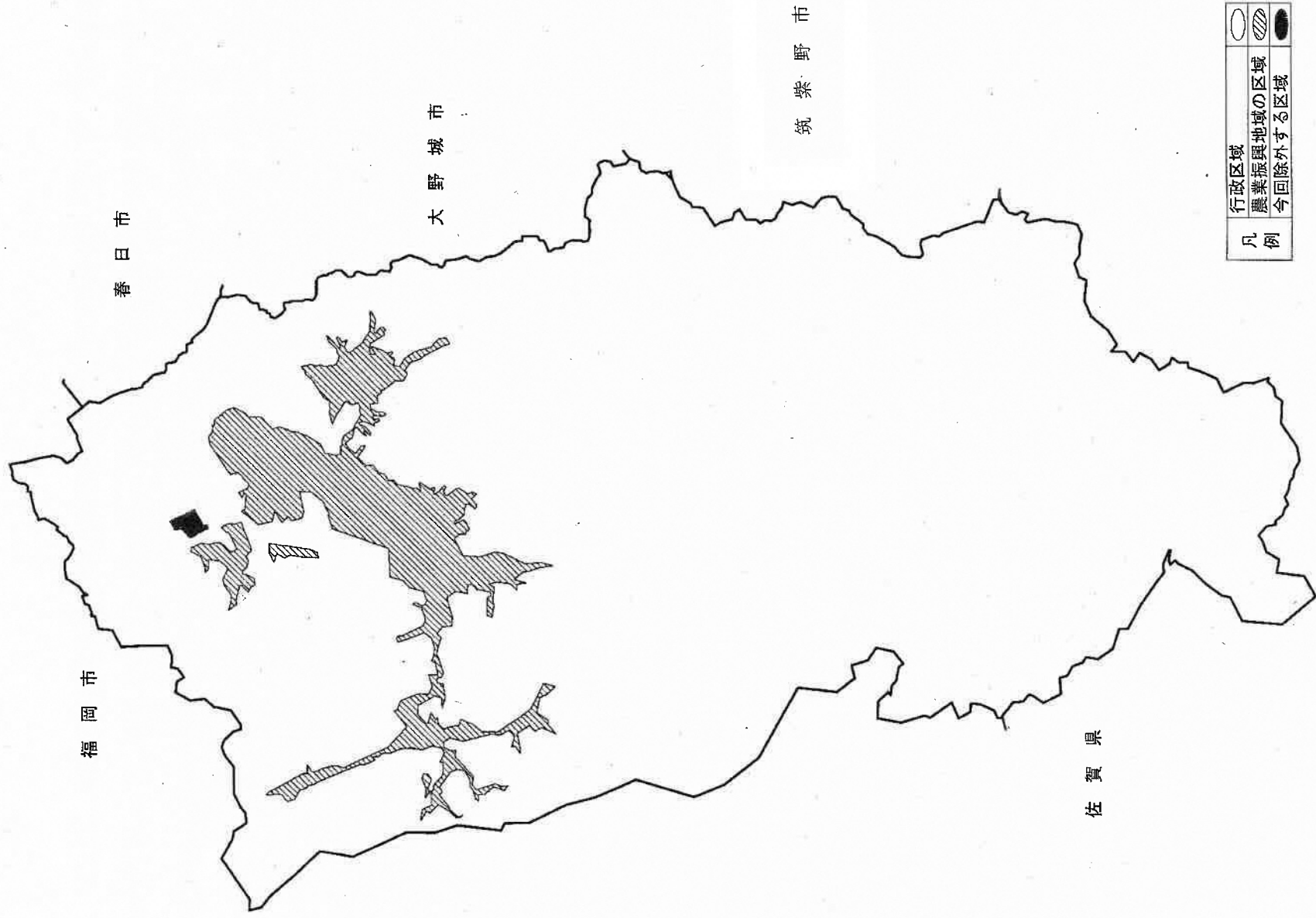
なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 農業振興地域名
那珂川地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

那珂川農業振興地域の区域を表示した図面
(那珂川市)



福岡県告示第499号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した小郡農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県朝倉農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

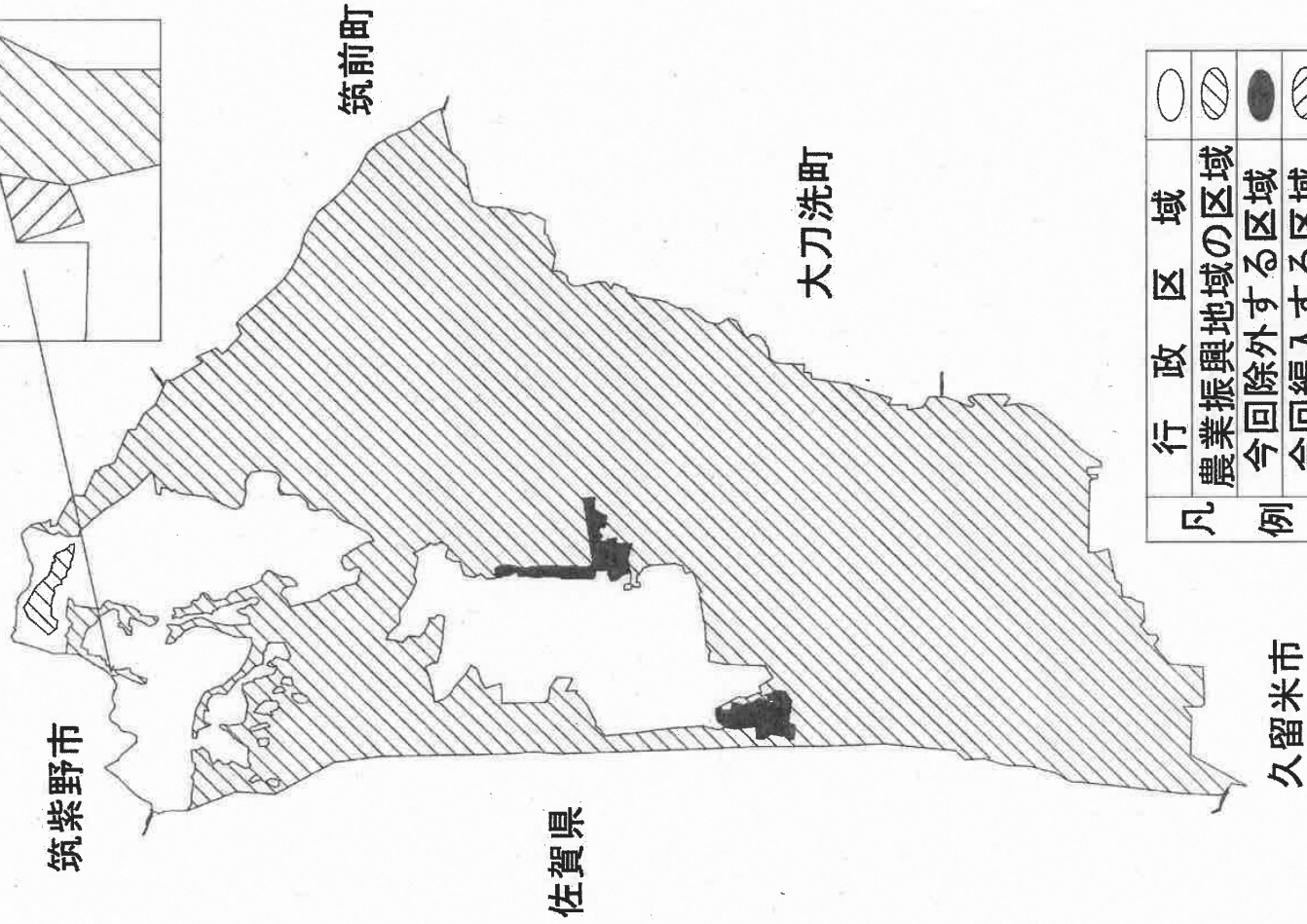
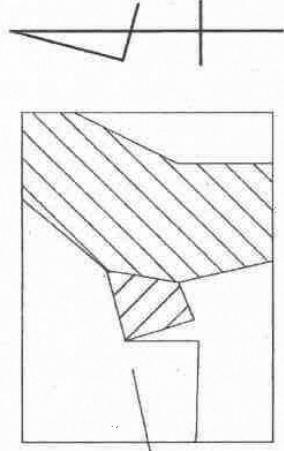
1 農業振興地域名

小郡地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

小郡農業振興地域の区域を表示した図面 (小郡市)



凡	行政区域	○
例	農業振興地域の区域	▨
	今回除外する区域	●
	今回編入する区域	▩

福岡県告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
小居73	まどか訪問看護ステーション	小郡市あすみ一丁目40	R3・4・1	訪問・予防看
北筑後居33	訪問看護ステーションとと	朝倉郡筑前町依井1057番地 エスペランサ野口A101	R3・4・1	訪問・予防看

福岡県告示第501号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
京支29	吉富町地域包括支援センター	築上郡吉富町大字広津641番地1	R3・3・31

春生135	医療法人 みのだ胃腸科内科クリニック	春日市上白水三丁目80	R3・2・28
小介訪1	まどか訪問看護ステーション	小郡市あすみ一丁目40	R3・3・31
春支1	春日市社協ケアプランセンター	春日市昇町三丁目101 F	R3・3・31
嘉麻居25	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会 かま訪問介護事業所	嘉麻市上山田502番地6	R3・4・1
田川介福13	特別老人ホームそえだ	田川郡添田町大字添田1148-3	R3・3・31
田川居297	社会福祉法人添田町社会福祉協議会 特別養護老人ホームそえだ	田川郡添田町大字添田1148-3	R3・3・31

福岡県告示第502号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳介61	医療法人わたなべ内科クリニック	柳川市矢加部218	柳川市立石890番地	R3・2・22
行介薬59	あおぞら薬局	行橋市西宮市五丁目13番12号	行橋市西宮市五丁目17番1号	R3・3・1

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字前津字川見手97番1、97番4、97番6及び98番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都中央区日本橋3-12-2
株式会社アクティオ
代表取締役 小沼 直人

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
令和3年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」
朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各6回
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社読売広告西部
 - (2) 住所
福岡市中央区赤坂一丁目16番5号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

36,021,810円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和3年2月12日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
・県立学校ICT支援員派遣業務委託
・教育情報ネットワークにおけるセキュリティ環境拡充賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並び

に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和3年5月19日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

県立学校ICT支援員派遣業務委託

(2) 契約内容等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年6月9日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
13	09	人材派遣	AA
05	02	電気通信機器	AA

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課財産・情報基盤係（県庁行政棟4階）

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3880 (ダイヤルイン)

FAX番号 092-641-2934

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和3年4月30日(金曜日)から令和3年5月25日(火曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年6月9日(水曜日)午前11時00分

(3) 提出方法

持参又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁4階 教育庁ミーティングルーム

(2) 日時

令和3年6月9日(水曜日)午前11時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Commitment of Dispatching ICT support staff
- (2) Time Limit for Tender :
11 : 00 AM on June 9, 2021
- (3) Contact Point for the Notice :
Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, Japan
TEL 092-643-3880

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
教育情報ネットワークにおけるセキュリティ環境拡充賃貸借
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和3年9月1日から令和9年8月31日まで
- (4) 履行場所
入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。)

令和3年6月9日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該貸借借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する貸借借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする貸借借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を書き記5に掲げる者へ令和3年6月2日(水曜日)午後3時00分までに提出して承認を受けた者。

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)の期間中でない者

5 当該貸借借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課財産・情報基盤係(県庁行政棟4階)

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3880(ダイヤルイン)

FAX番号 092-641-2934

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和3年4月30日(金曜日)から令和3年5月25日(火曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する(但し、令和3年5月25日(火曜日)のみ午前9時00分から午後3時00分まで交付する。)

8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年6月9日(水曜日)午後3時00分

(3) 提出方法

持参又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁4階北棟

教育庁ミーティングルーム

(2) 日時

令和3年6月9日(水曜日)午後3時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing of network for secure environment augmentation
- (2) Time Limit for Tender :
3 : 00 PM on June 9, 2021
- (3) Contact Point for the Notice :
Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, Japan
TEL 092-643-3880

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
各戸配布広報紙の製作及び配送業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和3年4月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
福博総合印刷株式会社
 - (2) 住所
福岡市博多区堅粕三丁目16番36号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
59,329,139円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公示日
令和3年3月5日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク	東京都新宿区西新宿一丁目6番1号	福岡市博多区博多駅東二丁目2-2 福岡市西区北原1-1-3 福岡市西区元浜一丁目31-1	令和3年4月12日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社エムエムティネットワーク	福岡市中央区春吉三丁目21番18-303号	福岡市中央区春吉三丁目21番18-303号	令和3年4月14日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市井上字北薬師堂593番17
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
朝倉郡筑前町東小田3525番1 花みず木Ⅲ201号
平田 啓太郎

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
地方税共通納税システムの税目追加に伴う税務システムの改修業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社B C C
 - (2) 住所
福岡市中央区六本松二丁目12番19号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
49,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
電気供給業の課税方式見直しに伴う税務システムの改修業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
株式会社B C C
- (2) 住所
福岡市中央区六本松二丁目12番19号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

33,880,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公安委員会

福岡県公安委員会告示第85号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年4月30日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時

令和3年6月25日（金） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第86号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するの

で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年4月30日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日時	場所	開催警察署
令和3年6月9日（水） 午後1時30分～午後4時30分	直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署
令和3年6月17日（木） 午後1時30分～午後4時30分	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
令和3年6月23日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市門司区西海岸二丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第87号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和3年4月30日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日時	場所	射撃方法	受講可能人員
令和3年7月1日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和3年7月8日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和3年7月15日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日時	場所	射撃方法	受講可能人員
令和3年7月1日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径ライフル 射撃	15名

3 注意事項

- 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。

- ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第466号

次の事件付議のため、第12回福岡県議会臨時会を令和3年4月27日午前11時福岡県議会議事堂に招集する。

令和3年4月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 令和3年度福岡県一般会計補正予算（第1号）
- 専決処分について（福岡県税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 副知事の選任について
- 教育委員会教育長の任命について